

石山寺藏の片仮名交り文の諸資料について

小林 芳 規

目 次

- 一、片仮名交り文使用の基盤
- 二、院政期の片仮名交り文
- 三、鎌倉時代の片仮名交り文
- 四、石山寺藏の片仮名交り文の国語資料としての性格
- 五、石山寺藏片仮名交り文所用文献一覧

一、片仮名交り文使用の基盤

片仮名交り文の起源については、春日政治博士の高説があり、著名である⁽¹⁾。それによれば、既に平安初期の訓点資料において、注解を傍記したり、或いは本文の訓法を本文に離れて別に書いたりしたものに片仮名交り文の古例が見られるとし、西大寺本金光明最勝王経古点や飯室切金光明最勝王経註釈古点の例が挙げられ、又、独立した文献の古例として、東大寺諷誦文稿を指摘せられ、未だ甚だ不整理な初期のものとなされた。更に、片仮名交り文という文体は、常に漢文に親しみ漢字を多用する僧侶・儒家が、漢文を和読するために施した訓点に発生させた片仮名を用い、その施訓の手法をそのまま取り来て、自作の文に書始めたものと説かれたのである。訓点資料の中に見られる例には他にも大乘掌珍論承和嘉祥点や観弥勒上

生兜率天経贊古点があり、独立した文献としては他にも七噓三平等十无上義がある。

片仮名交り文は、このように平安初期にその起源ともいいうべきものを見た後、院政期に入ると、打聞集（長承三年八一—三四）頃書写）や金沢文庫本仏教説話集（保延七年八一—四一書写）などの独立した文献で、かつ仏教説話集という、訓読の注解や表白・願文などは別の、当代の新ジャンルの作品群を表記したものを始として、片仮名交りによる多くの文献が見られるようになる。しかし、その間における経過、即ち平安中期と平安後期との実態及び推移がどうであったかとなると必ずしも詳かではない。又、片仮名交り文が、院政期に新ジャンルの表記に採用され次第に盛行するといっても、院政期という時代全体における、片仮名交り文の使用の全体像がどうであったか、という問題についても、現段階では未詳といわざるを得ない。院政期における片仮名交り文についての知見は、偶々発見された幾らかの文献、主に仏教説話集に基いて、何ほどのものを得ているというのが現状であろう。

近江の石山寺経蔵の古典籍・古文書の調査は、昭和四十六年以来十箇年間を費し、二十数回の調査によって、その大要が判明して来た。即ち、石山寺一切経約四千六百巻と淳祐内供筆聖教（薰聖教）²・重書類並びに校倉経蔵に収納されていた聖教三十合³は全文献の調査を完了し、現在は深密蔵聖教百余函の整理調査を継続実施中である。これらの多量の古典籍の書写の時代は、奈良時代から江戸時代にわたっているが、中でも、平安中期（十世紀）と平安後期（十一世紀）との書写本を、他寺経蔵本に比べて、多く現存している。平安中期の訓点本だけでも八十点余が数えられ、⁴同期の本邦に現存し今日知られる訓点本の半数を占めているのである。

このような古典籍の現存状況から見て、石山寺経蔵本は、片仮名交り文の平安中期・後期における推移を考えるのに、先ず顧みられなければならないものである。それに加えて、院政期及び鎌倉時代以降における片仮名交り文をも多く現存しているから、当時の片仮名交り文の使用実態を知る上でも有益である。本稿が、中世の片仮名交り文を考察するに当り、先ず石山寺経蔵本を取上げたゆえんである。

石山寺藏の仮名文といえ、先ず、平安中期の平仮名の諸文献が頭に浮んで来る。平仮名消息の古例として著名な虚空藏菩薩念誦次第紙背仮名消息は、同綴の漢文消息が、康保三年（九六六）の三月五日散位藤原「公忠」（昌）昌、三月十七日邦鎮の年紀を持ち、池上御房、即ち寛忠（淳祐の後、第四世石山寺座主。寛忠の資）に宛てた書状であり、仮名書状も寛忠宛と推定されるものがあるから、淳祐の資の石山寺僧、寛忠とその周辺の文字生活を窺わしめるものである。一方、石山寺藏の虚空藏菩薩求聞持法平安中期角筆点は、当時の平仮名を用いた訓点である。（5）その紙背に応和二年（九六二）の五月から八月にかけての普通の文書があり、そこに淳祐の資で石山寺僧の長敷（石山住僧真頼の弟子でもあり、又、寛忠とは兄弟弟子である）の自署があるから、求聞持法の書写・加点者も石山寺にゆかりの者である。更に、石山寺藏沙弥十戒威儀經平安中期角筆点も、平仮名を主用したものであった。（6）その所用ヲト点が乙点図であることから見て、石山寺にゆかりの者の手になるらしい。これらの二文献が訓点であるにも拘らず片仮名でなく、平仮名を用いたのは角筆使用と関係がある。ともあれ、如上の三文獻によって、平安中期における石山寺及びその周辺の平仮名使用の状況が窺われるのである。

平仮名をこのように用いることは、一方にこれと異体系としての片仮名を自覚していた筈であるから、進んで、片仮名による文章体がいられていても良さそうである。しかし、現存する資料で見ると、平安中期には、彼の平安初期の片仮名交り文に連続するような文献は極めて少ない。たとえば聖教十五函50号一字頂輪王密法一帖は平安中期（天曆頃）書写で本文中に次のような万葉仮名の記事を含んでいる。

○ 枳カキ 実皮ミ牟文ム佐祢サ須天スと和平安良比之保利天用也（枳カキ）（ノ）実ミ）（ハ）皮カムキサネステ、ワタヲアラヒシホリテ用（キル）也）（万葉仮名は草書体を用いる）

○ 三狐ミ名者ナ尹イ毛モ頁ヘ女メ尹イ何カ可カ女メ尹イ已イ上カ狐カ名メ虚イ実シ不知也

○ 二頭ニ指サ无名ム指サ中チ節セ上ウ置キ以テ二ニ中指ミ指サ二ニ无名ム指サ頭カ同ト合カ延ヒ外ヘ（カ、ヘ、キ）は草体）

○ 檀タン戒ケ恵エ方フ禅ゼン智チ如ニ先ニ進ニ力リキ直チキ立チキ頭トウ相ソウ柱チ忍ニ頭トウ波ハ進チキ力リキ背セ交カウ纏エン（「波」は草体）

語序も日本語の語序に従ったものがある。又、聖教十四函3号十八契印法一帖は平安中期（十世紀後半）の書写でその見返に当時の筆で、

○待時は為左方腋下将治

○十指之爪皆穩以印指止須（「止須」は草体）

とある。これらは万葉仮名の草体を交えたものである。その中で、聖教十五函51号一字儀軌一帖の平安中期写本は、

○我五鉢五道与又五部与六根六道与又六天与（「与」は並列助詞トを示す）

の万葉仮名宣命体と他に、

○其方招三遍必来レ天聞三唄亦三聞又去×

のような片仮名交り文と見られる箇所がある。石山寺現蔵の平安中期の片仮名交り文で管見に入ったのは僅かにこの例程度であり、大方は万葉仮名（草体）である。しかし石山内供淳祐は自筆聖教（薰聖教）の中に、金剛頂大教王経疏第一（平安中期写）一卷の漢文の本文中に「毗盧遮那」を片仮名で「ヒルイ小」と書き交えたり、随求陀羅尼経（平安中期）一卷の裏書に淳祐筆で「狼牙、和名馬絡千方イ小、霍乱之薬、取根煎飲」と片仮名の和訓を用いたりしている。「狼牙」は和名類聚抄には「一名犬牙古来豆那波」とあり、当時の古辞書類では万葉仮名で表記されていたはずのものである。これを片仮名で表わすところに、淳祐が漢文の訓点以外の場においても、片仮名を使用していたことを窺わしめる。しかも、山外の書陵部蔵四分律音義の紙背に抄書された淳祐筆の聖教類には片仮名交り文があつて、そのことを示している。

平安後期以降についても、作法書を書くのに万葉仮名宣命体が用いられている。聖教二十函65号天供并神供次第一帖は平安後期の書写で、その巻末に同筆で六字経作法が、一丁半にわたって次のように記されている。

六字経作法

先吉日扱在前三箇日清浄奉仕／

高座三尺作五色糸ヲ懸四方又五色ノ糸主人清衣着又天三宝供々三備ノ御布施忝上又左右十二神乃座敷ノ天五石乃粥并幣帛雜菓物并香油ノ幡衣笠奉高坐上白絹布敷覆ノ其下主人居身自前去帝尺御坐敷天ノ供々如上即坐設者弓箭令持男居身ノ左右席人形作天衣着逆立每坐ノ咒令射彼高座設居人ニ主人ハ三重ノ乃衣紙作天令着身即経読了カナ所ノ着衣一单令脱去天以大力天咒師即ノ被碎天射天人形ニ係介三卷誦了ノ但高座居時ハ左右膝乃下ニ人形（墨）ノ人置充坐咒員ニ呪咀為らム人性名ノ書置不可令見他人自坐下即主人ノ別居時ハ咒身然而主人乃手ニ五色乃糸ヲ物ニ卷天令持天彼人前ニ炭ヲおこし天師ノ加咒小麦塩麻子等種子加天每咒各一粒ノ燒（世）結解祀物者取集天彼射ニ人形七庭神前ノ一処燒天穴掘天埋犬ニ不可甘穢耳（与）は独草体ノ右のように、万葉仮名が主であるが、既に片仮名や平仮名も交っているのが注目せられる。

しかし、平安後期になると、片仮名交り文として独立した文献も見られるようになる。聖教二六函47号大威徳念誦次第一帖は承暦二年（一〇七八）に小田原山寺西室で本文が書写されたもので、奥書は左のようにある。

承暦二年（戊午）三月十九日於（墨）「房」書写畢

小田山寺西室聖御房御本也ノ求法僧（草名）之本也（別筆）信曉之本也ノ（草名）

その巻末に応徳元年（一〇八四）の夢記が左のように片仮名交り文で追記されている。この追筆は応徳元年頃の書写である。
（読点・返点は私に施す）

応徳元年（壬子）五月上旬之比夢想、僧円明之所見、從空尾二重ナルトヒ空ニ遊フ、見レ此ヲ心ニ思ヒ口ニ言ク、年来所ニ奉持ノ大仏頂ノ八万四千ノ金剛衆、此ヲ落シ給ト云フ、于レ時前墮ヌ、汝ハタソト問フ時ニ、答云、我ハ是レシンセイナリト云テユルシ給ト云フ時ニ、何ニヲ驗ニテユルスヘキソトイフニ、此驗（テト）トコヲエサスル時ニユルシツ、其ノ時ニ年来、所ニ奉持ノトコ件ノトコ両ツラ比ヘテ云ク、コレカ中ニ勝タラムトコハウヘニ□レトイフニ、件トコ古トコノカタハシ一寸ヲマク、于レ時件ノ新キトコヲハ僧慶舜ニワタシツトミル

其時ニハ僧慶舜ハ八幡宮籠リ、然ニ本房ニシテ見ニ此事ニ了

石山寺蔵の片仮名交り文の諸資料について

打聞集に通ずるような、片仮名宣命体の片仮名交り文として古例である。しかも夢記の古例としても注目せられるのである。

二、院政期の片仮名交り文

石山寺における平安中期後半から平安後期にかけての教学の実態は未詳の点が多い。現存資料も他期よりは恵まれない。その乏しい資料の中から片仮名交り文に関する資料を拾い出し、眺めたのが前節の内容であった。

これに対して、院政期に降ると、片仮名交り文に関する文献も数を増して来る。それらは本稿末に掲げたようなもので、院政期書写本としては四十二点を数える。校倉聖教三十合に収められたものが主となっている。これらの文献から次の諸点が判明する。

一、片仮名交り文の書写年時について

院政期の文献で書写年時を明記しているものは十九点である。その最も古いものは天承元年（一一三二）であり（一）、最も新しいのは治承三年（一一七九）である（19）。これは、年時の上で、最古の1が平安後期の応徳元年頃書写の夢記に続き、最新の19が鎌倉時代の建久六年（一一九五）の43に連続することを示し、その間に年時上の甚しい偏りが認められないから、院政期には片仮名交り文が全期を通じて使われていたと考えられる。

二、片仮名交り文の文献に同一内容を持ち書写時を異にする二つの文献が幾組か現存する

4 瑜祇惣行法私記と20 瑜祇惣行法私記とは同じ内容の文献であり、共に長暦四年（一一〇四）奉受の本奥書を持つから親本を同じくしていることが分る。そこに共に巻末に同じ片仮名の語句がある。但し4には久安二年経雅の書写奥書があるが、20は本奥のみで書写奥書を欠いている。

9 諸尊法と18 諸尊法とも同じ内容の文献であり、共に巻首に「以小野兩僧正厚雙紙書写耶也」とあり、親本を同じくしている。共に文中に片仮名の和歌四首と片仮名の詞書とを同文で収めている。9は仁平元年（一一五二）書写、18は承安二年

(一一七) 書写の本である。但し本文に9は墨点があるが18は無点である。

11 諸尊略と39 諸尊略とも同じ内容の文献である。11は仁平四年(一一五四) 勧修寺で書写した奥書があり朗澄の筆であつて、本文は片仮名、平仮名交り宣命体を含んでいる。39は奥書がなく、朗澄以外の筆で、平仮名は用いず、片仮名交り宣命体となっている。同じ親本に基きながら、恐らく39が平仮名をも片仮名に改めたものであろう。

23 無障金剛略念誦次第と24 無障金剛略念誦次第とも同じ内容の文献である。共に承和六年真然の本奥書を持ち、更に「此文兩帖ハ…已上写本日記也」の片仮名交り文の本奥書を持っている。その三宝房の本を以て書写したという肥後已講は醍醐寺の聖賢の弟子貞美(8)である。24には「比交了」のみでこの本の書写者を示さないが、23には経雅の梵字があり経雅の書写と見られる。

25 日記法御房と41 日記法御房私とも同じ内容の文献である。共に同じ七仏薬師御修法日記を片仮名交り文で記している。但し25には久安二年(一一四六) 明覚の本奥等があるが41には奥書を欠いている。

以上の五組の文献が見られる。これらは共に同一の親本によっており、二本間には親子関係のものが含まれたり、兄弟関係のものが含まれたりするのであろうが、同じ内容の片仮名交り文・片仮名文を伝えているということは、その親本の中に既に片仮名交り文や片仮名文が用いられており、それを伝写したことを知らしめる。たとえば9と18 諸尊法の和歌と詞書は勧修寺の兩僧正仁海から出ていることが考えられ、11と39 諸尊略も勧修寺で書写したものと思われる。

三、片仮名交り文使用者の系統について

院政期の片仮名交り文の使用者を奥書や識語から見ると次のようになる。

勧修寺…8 八大明神祭文の「実嚴得業本」とある実嚴は勧修寺大僧都嚴覺の孫弟子に当り元暦二年(一一八四)に五十五歳で歿した僧とすればこの法脈となる。9 18 諸尊法には「以小野兩僧正厚雙紙書写耶也」とある。11 諸尊略には「於勧修寺書写了」とある。15 安鎮法私記には「於勧修寺西山書写了叡信」とある。叡信は勧修寺法務寛信の孫弟子に当り、興然と

共に念範を師としている。又32摩利支天法には奥書はないが本文末尾に「勸修寺伝也」とある。37仁王経法も巻尾に寛信の注進状を記している。

醍醐寺：23 24無障金剛略念誦次第の本奥にある三宝房本を書写したという肥後已講が醍醐寺の聖賢の弟子貞実と見られることは前述の通りである。14息災護摩次第の「点了、高野山虚空蔵令悉了、求法僧宗嚴本」とある、宗嚴は理性院流賢寛の孫弟子に当る。尚、尾題下の「延命院」は石山内供淳祐の弟子の元泉を指す。

高野山：3 十八契印行法作法の「永智本」とある永智は高野山の基舜や維範と同じ法脈にある。12歎喜天供明師口伝は奥書に「於金剛峯寺書写」云々とある。

石山寺：16不動三昧門要抄の奥書に「於石山寺以経藏本書写比較了」とある。17大勝金剛法の奥書に「於石山寺書之」とある。尚、別筆で「高野」とある。

光明山：4瑜祇惣行法私記は久安二年に「光明山西谷」で経雅が書写。経雅は勸修寺流の興然と同学で中川の実範を師としている。光明山は大和にあり重誉（保延頃）の居所で、重誉は実範の弟子であるが、4の本奥において長暦四年に「於小野御房最密奉受了」とあり、真言宗小野流にかかわり勸修寺関係のものと思われる。

その他：5焰魔天供に鳥羽大僧正御房とあり、7熾盛光等に文中本奥に唐院とあって天台宗三井寺関係の文字があるが前者は久安四年の奥書だけが片仮名交り文であり、後者は天安二年（八五八）の灌頂の注本が存することの記事である。27施塔滅罪陀羅尼に仁和寺之成就院僧正の名が出るが、その奥書が片仮名文の例である。31薬師結願咒作法には、表紙右端に「横河阿闍梨薬師法女法七日被修法」とあり叡山との関係を窺わせるが、筆者については「勝地本」が未詳であるので、素姓を知り得ない。

以上のように、石山寺経藏に現存する院政期の片仮名交り文・片仮名文の使用者は、勸修寺・醍醐寺・高野山・石山寺など真言宗小野流のものが主となっている。石山寺経藏本を書写したものもあるが、これら同系の山外の本もあり、片仮名交

り文が当時、このような所に広く用いられていたことを窺わしめるのである。

四、片仮名交り文の内容

片仮名交り文で表わされる文章の内容は、(1)夢記、(2)日記、(3)聞書、(4)口伝、(5)注記、(6)作法・次第、(7)祭文、(8)和讃、(9)消息、(10)奥書など他種にわたっている。又、(11)片仮名文の和歌や詞書、(12)片仮名の語句もある。以下に、例示しつつ述べることにする。

(1)夢記

平安後期の応徳元年の夢記については前節に掲げた通りである。院政期の片仮名交り文の夢記の文献は見出していないが、平仮名交り文の夢記(天永四年八二一三〇写)がある。

○金剛界略次第(聖教九函12号) 一卷 延久三年写

(本文奥書) 延久三年三月二十六日書写已了

(別筆) 「始自同年五月九日至于十七日并六日於石山大門房^(浄カ)林闍梨御房習学了」

(本文末尾、本文と内容上の関係はなく、天永四年の書写)

天永四年四月十七日夜於高野宝積ノ房見、造酒正宗兼家被請毗沙門ノ講衆云転読毗沙門経云、ノ大吉事也

同年同月廿七日夜於同房見ノ於石山北御房禪師殿御口を相互ノとら^(カ)てノす^(敬)の申 彼殿言如何我大師ノ御身之口をほとノ是大

吉也ノ

同年五月十九日於同房見、石山ノ大御堂内陣正面西間台上米をノつかみつゝ大口に食と、^{食内外に}充^侍侍ノ是大吉事也

これらが、鎌倉時代の高山寺の明恵上人や仁真上人等の夢記に表記形式として続いて行くものであろう。さすれば、片仮名交り文の夢記も院政期には書かれたであろう。因みに、溯って平安後期の万寿三年(一〇二六)の夢記も石山寺経蔵に伝えられている。雑私記大師記(聖教三三函36号)一帖、院政期書写本の表紙見返に本文と同筆で左の夢記がある。

万寿三年^寅二月十二日夜夢／得丈六仏左手見其色赤肉／身一尺二三寸許極和内外屈／申自在也若所持^ハハ^ハ（梵字）安枕若
／其寢寐歟

未だ片仮名交り文では表記されていない。

(2) 日記

25 日記法印御房と41日記法印御房私とが同文で伝わっている。「久安二年三月廿六日自内有七仏薬師御修法之御請合」で書出し、「十四日夕方（略）クモリヤスミテユルニナレハ（略）人等遅参シテ空掃了」で終り、続いて、奥書が、

書本日記了／久安二年四月十六日随見及如／片所私注也壇所量同写了努一／不可他見 明覺
とある。七仏薬師御修法についての明覺の記録であって、本文中に「シツラヘト明覺申様」「法師原ハ皆法勝寺ハナツミ也」「非
轍大衆五人ヲ一人ツ、為番頭」「其時クモリフタカテ全不知」のように片仮名交り文で記される。

青蓮院御房兩人護庁^{コソ}／サシモオホエネト被仰同尋心阿闍梨被申候シカ他事ハ別難不候
もその一文であり、会話を含んでいる。

(3) 聞書

34 諸尊等聞書事が片仮名交り文を含んでいる。

(4) 口伝

12 歎喜天供明師口伝、13 賢聖口伝が片仮名交り文を含み、又16 不動三昧門要抄は、長寛元年に石山寺経藏本を書写したもので、巻末の本文が終った後に、左の片仮名交り文の口伝が載っている。

^(七十四)

或口伝云若病人若无病人ヲ加持／時先彼心蓮花台上ニ无始本有ノ花藏界ヲ想置テ其上ニ明王身ヲ／観置テ此カ病ハ見思塵沙无明

ヨリ／出生仍彼三業ノ无始罪障ヲ除ノ滅スト念テ加持ヨ心蓮台本有ノ心曼荼羅ノ上囉哈字ヲ想置

^(七十四)

即変テ明王身ト成テ住火光ノ三昧此火光彼人ノ无始罪障ヲ焚燒云、（以下四行空白）

(七十五オ)

此字ヲ名ク如来金剛性ト又无名ノ垢大芥心所謂此ノ阿字ハ一切智性ナリ此ノ性ヨリ芥心ハ發生スルナリ此ノ阿字ヲ則一切如来平等種子ト名ク仏身ニモノ衆生ニモ等シク有テ遍ナリ此種子ヨリ法性ノ芽ハ生長スル我カ心ノ自性ノ本ノ自不生離染无垢ニシテ瑩ケル性ヲ阿

(七十五ウ)

字ト名ク此ノ心性ヲ実ノ如ク了知ヲスルノ芥心トハ名クル花嚴經ニハ自性清淨心ト説ケリ謂ク仏ニ有モレト功德不増ラスノ凡夫ニ有モレト性徳不

失 仏地論ニハ清淨法界ト云ヘリ謂ク无始ヨリ性徳ノ備テナハリ一切有情ニ遍シテ平等ニ有リノ是レ此ノ經ノ文ハ自心ノ本性ヲ説クナリ

(七十六オ)

況真言ノ中ニ深義多シ輒ヤスク不ノ可説我カ心性ノ如是キ有ヲ悟リ窮ツレハ阿弥陀如来ト成ヌ其ノ如来ハ我カノ心中ニイ万志テ片時離レ給マハストイヘリ(一行空白) 金堂玉塔高サ至モ梵天ニ不如之

(七十六ウ)

一念ノ心中ニ觀ル心性ヲ功德ニハ(以下空白)

(5) 注記

30 毗沙門供次第には欄外に片仮名交り文の注記があり、1千支燈注記は本奥書に「又得師口ノ意許也」と記し、書名に「注記」の文字がある文献で、「私案之胡麻人ヲハ胡麻ノサネトイフ只オコマトイフカ以此可為相応物也」等の片仮名交り文がある。

(6) 作法・次第

最も多くの文献がある。2 供養法は保延三年の書写で、中に次のような片仮名交り文を持っている。

神仙中之并之大将トシテ。光(き)目。(入)シ諸并ヲ曠ク濟諸群生ヲ給フ云、

漢字に声点をも差している。以下、幾つかを例示する。

○7 熾盛光等、久安六年書写

如射衆星光云者光ヲハナツト可読カノ意ハ大染ノ法ノ速成就スルコト衆ノ星ノ光ヲ放ツカ如シト云カ射ノ字ハハナツトモヨムカ故也
星光ヲハイカニイノルヘキノ是一義也ノ次ハイル可読カ 意ハ愛染金剛ノノ三光ヲ抄トシテ身ハ日輪ニ処シノ手ニ月輪ヲ持シ弓箭ヲ以テ衆ノ星光ヲ射イルト云カ一義

石山寺蔵の片仮名交り文の諸資料について

○10 仏眼愛染王、仁平三年書写

但印ハ小指ヲスコシアケテ如眼形セヨ

ソトハ印ノ二頭ヲ二大ノ下入テ二大キヒシクカ、ム

○15 安鎮法私記、長寛元年書写（裏書にあり）

五色ノサイテヲモテ錢ニ作テ五色サイテヲモテ又サニスルナリ此等ヲ繒綵ト云也

○17 大勝金剛法、嘉応元年書写

此五仏頂躰コソリテ入撰一切仏頂輪王身云

○19 歛喜天、治承三年書写

歛喜天秘法ノ頭盜人ヲ法者云ノ異語ヲ失法ハ彼人ノ鬼中央云ヲ水ヲノ取天王相方云上ニ和シテ其姓名ヲノ彼天云ヲ足裏ニ書云、ノ又御手并ニ頰ニ書云、随則一所ニ書也此中ニハ足頰吉云、

又究竟成就密法ハ坐云ノ献也初ノ夜ニハ羅蔔根ヲアマタスチナラヘテノ天御座ニ敷云ミ日中ニハ酒ヲ敷也ノ乳埵ナトニスコシイレ天居也後夜ニハ五ノ色糸ヲワ云ケテ敷之

○22 藥師法、院政期書写、卷首に左の片假名交り文がある。

法界定印也以恵上云ニ以定下云タニノ二大端立合也恵手ノ頭中名小ノ四指ヲ頭指ヨリ次第ニ動ス次定ノ手ノ頭中名小ノ四指ヲ次第ニ動ス次恵ノ手ノ四指ヲウコカス如此四指ヲノ三度ウコカセハ十二二十八也ノ香隆寺伝云、

藥師印法界定印也恵手ヲノ上ニス定手ヲ下ニス二大端ヲ合立也ノ二大合云シテ動ス次ニ二大ヲ端ヲノハナチテ各動スサテ頭指ヨリ小指ニノイタルマテ動ス已上七動也七仏ノ藥師ニアタル 広沢御伝云、

○37 仁王經法、院政期書写

（龍翻）
仍太古流ニハ近来如此云、

のようにあり、後者には左のように「信宝上」の署名がある。

(第二片) 可□恐惶謹言／今度一定布施分／奉候也 信宝上

(第五片) 追申／教時義令借給テ可借給／為写本依御勞作者无益候／禪札之旨委以承候

(10) 奥書

5 焰魔天供は久安四年書写で本文が漢文(朱点・墨点を施す)であるが、奥書が左のように片仮名交り文である。

久安四年九月之九日之未時許於ニ申下酉時許書了／但本躰ハ鳥羽大増正之御房御也(僧)／近來ハ桂陽房之阿闍梨之御房之御本也
 ／ 比丘心尊申下シテ之書了

6 北斗法聞書、14 息災護摩次第、23 24 無障金剛略念誦次第、27 施塔滅罪陀羅尼も奥書に片仮名交り文を用いている。(本稿末の片仮名交り文所用文献一覽参照)

(11) 片仮名文の和歌と詞書

9 諸尊法と18 諸尊法とは巻首に「以小野雨僧正厚雙紙書写耶也」とある同じ内容の本であり、共に文章中に次の片仮名の和歌と詞書とを載せている。

イテモコフマタイテモコウイトフナヨカツラキヤマノクル／モコフ

ワカオモフヒトヲハヒトニオモハセシオモヒツキナハワスレモソスル

コレハワカオモフヒトヲハコトヒトニハオモハセシトヨメルナリ

アフコトハカタハレツキノクモカクレオホロケニヤハヒトハコヒシキ

コレハカタハレツキタニホカ(18はカ脱)ニアリマシテクモカクレナムカタハレツキハミヘヌナリ

ナカ／ニナニアヒミケムアカサリシナミタニケサハミモウキヌヘシ

召請十羅印左右地水火風直立左右／空指去堅来去咒曰

尚、文章中に、左のような片仮名交り文をも含んでいる（18には振仮名を欠く）。

愛染王ノハレオトナリ箭是夫也・弓是妻也ミハレメ以箭テヲツル／ニカケテコレヲヒクニ不サレシクカハシユニミ随サル无弓不ユムトニカハ随トクフキカ／如ニ无ニ妻ニユミノツルカ箭ヲツクニイカサル无ツ箭

18の方は朗澄の承安二年の書写本である。尚、3十八契印行法作法の保延七年書写本には奥裏書に片仮名の和歌が次のようにある。

コレヲミムオリフシコトニオモヒイテヨコヒシカラスハニクカリキトモ

(12) 片仮名の語句

4と20との瑜祇愍行法私記は同じ内容であり、共に巻末に左の片仮名の語句がある。4は久安二年書写本である。

大師者弘法師説者入唐資者相応（梵字略）

カノトノトリノトシ／「外題云瑜祇愍行法私記」（4には欠）

以上の如くであって、片仮名交り文・片仮名文が、石山寺及びその周辺の僧侶の間には、和讃や和歌の他、備忘的な夢記や口伝だけでなく、注記や作法・次第にも多く用いられ、更には相手のある消息にも、又、奥書の類にまで用いられていたことが知られる。

三、鎌倉時代の片仮名交り文

鎌倉時代においても、片仮名交り文は院政期のあとを承けて引続いて用いられている。しかし、石山寺経蔵の性格、即ち校倉聖教は朗澄の蒐集になるとの言伝えの通り平安時代書写本を主とするものであり、石山寺経蔵には全体として鎌倉時代写本が少ないことを反映して、片仮名交り文も鎌倉時代書写本は十七点を数えるに過ぎない。その一覧は本稿末に掲げておいた。

鎌倉時代の片仮名交り文で書写年時を明記したものは五点に過ぎないが、建久六年（一一九五）の諸尊法（43）から正安四年（一二〇二）の尊祐本諸次第（47）までこの時代の初期から後期にわたり、年時明記のないものも同様である。

その使用者は、石山寺住僧か石山寺に關係する者⁽¹⁰⁾が最も多く、その中、朗澄（44）は50竹林抄をも書写しており、溯つて院政期の書写本もあった（11833）。43諸尊法も、静与（蒼）の名によると、4と同様に「光明山」の名が見えるが、勸修寺關係と考えられる。但し明遍は通憲入道の子で高野の僧である。46加持温病口伝弘の法助が仁和寺第十世の開田准后とすれば広沢流となるが、「此作法故上人明惠房抄」とある、明惠は又勸修寺の興然の弟子であった。このように、使用者の系統は、石山寺・醍醐寺・勸修寺關係など真言宗小野流であり、院政期の片仮名交り文使用者の系統と大同である。その内容も、作法・次第が主である。その中から幾つかを例示する。

○43諸尊法、建久六年（一一九五）奉受

先ず、奥書が「僧都ノ師明惠也明惠ノ師者誰人乎若静与敷」のように片仮名交り文である。本文も左のように片仮名交り文を含んでいる。

香薬名香淨衣色許ヲ注進シテ余事ヲハ不注也

○44用心草第十、建永二年（一二〇七）書写

文章中に大中臣祭文を引用するが、左のように片仮名宣命体である。（傍訓は朱仮名）

大中臣祭文

高天ノ原ニ神留坐ス皇親ト神漏岐神ノ漏美御命ヲ以テ八百万ノ神達ヲハ神集ニ集給ヒ神議ニ議給テ我カ皇御孫ノ御命ヲハ豊葦原ノ水穂ノ国ヲ安国ト平ク知食トノ事依差奉キ如是依差奉シ國中ニ荒振ル神達ヲハ神問ニ問給ヒ神弘ニ弘給テノ事問磐根木立草ノ垣葉ヲモ事止メテ天ノ石門ヲ押開テ天ノ八重雲ヲ伊豆ノ千別ニノ千別テ天降り依差事キ如是依差奉シ四方ノ國中ニ大和ト日高見ノ国ヲ安国トノ定メ奉テ下津磐根ニ宮柱ヲ太敷キ立テノ高天ノ原ニ千木高敷我カ皇御孫ノ御命ヲハ美津ノ宮奉仕天ノ

御陰ケノ日御陰ト隠シ坐テ安國ト平ク知食ス國ノ中ニ成出ケム天ノ益人等カ犯シ過ム種クノ罪事ヲハ天罪トハ畔放テ溝埋ス樋ノ放テ頻時串刺生剝逆剝尿戸許ノミ太ク久ノ罪ヲハ天罪ト詔別テ國罪トハ生ノ膚断チ死ノ膚断チ白人胡久見ノ己カ母ヲ犯ル罪己カ子ヲ犯ル罪母ト与子犯ルノ罪「子与母犯ル罪」畜犯罪昆虫灾ノ天津神灾高津鳥灾・畜臥蟲物ノ為罪・許々太久罪國罪詔別一如无之上句佛名ム字又无之天津宮事以大中臣ノ天津金木木打断未打断千ノ倉置倉置足天津菅麻本苺ノ断未苺断八針取辟天津ノ詔事是詔別天津宮事以大中臣ノ天津金木木打断未打断千ノ倉置倉置足天津菅麻本苺ノ断未苺断八針取辟天津ノ詔事太詔事以詔如是詔ノ天津神天石門押開天八重雲ノ伊豆千別千別知食國津神ノ高山末短山末登坐高山伊ノ惠利短山伊惠利權別聞食如是ノ聞食「罪云罪咎云咎」不在物穢ノ申清申事科戸ノ風ノ天ノ八重雲ヲ吹掃事ノ如ク朝ノ御霧夕ノ御霧ヲ朝風夕ノ風ノ吹払事ノ如ク大津ノ辺ニ居ル大船ヲ臚解放テ船解放テ大海ノ原ニ押放事ノ如ク彼方繁木カ本ヲ燒鎌ノ利鎌ヲ以テ打掃事ノ如ク遺罪ハ不在物穢申清申事高山ノ末ノ短山ノ末ヨリ佐久奈谷ニ落チ太木津・早河ノ瀬ニ坐ス瀬織津姫申神・大海ノ原ニ持出テム如是持出テハ荒塩ノ塩ノ八百道ノ塩八百会ニ坐ス早開津姫ト申神ノ持加ク吞テム如是持加ク吞テハ「伊吹戸ニ坐ニノ伊吹戸ノ主ト申神・根ノ國ノ底ノ國ニ伊吹放テムノ如是伊吹放テハ根ノ國ノ底ノ國ニ坐ス早ノ佐須良姫ト申神持佐須良失テムノ如是持佐須良失テハ罪ト云罪咎ト云ノ咎ハ不在物ト穢申清申事ノ祓戸ノ八百万ノ神達「五月小鹿ノ耳振立」ノ聞食ト申ス

○45 諸尊法、正嘉二年（二二五八）書写

卷尾に「或人物語也」として左の片仮名交り文がある。

故鳥羽院御惱之時ニ仁和寺ノ五宮并ニ僧綱二人誰人ソヤ仰テノ光明真言法日記ヲ令尋依仰注申雖然其後ニ重タル仰事ナシノ後日又玄運阿闍梨件ノ法令尋御仍テ故三密房手跡ニテ書タルノ小造紙一帖ヲ進覽件ノ造紙ニ八種ノ法ト云ニ件法ノ所ニ交掌ヲ指テ進上スト云院御覽後権右中弁雅方ニ仰云日来此法知タルノ人ニ我死後ニ一周忌之行セムト思テ相尋ツレトモ凡不叶心程ニノ此習タル極目出クフホシメス我知タル様故醍醐三宝院僧正ノ勝覚カラシヘタル様也其様ニ此日記モ在ハ速ニ一周忌 Ho ma (原本梵字・護摩) 可ノ任

石山寺蔵の片仮名交り文の諸資料について

也ト仰事アリテ件造紙ヲハ玄運ニ懐ニ雅方朝給ト云々但ノ仁和寺説ト別ニ相違タル事モナシ但印許ハ相違タル也予三密ノ房御共ニ車後ニ居テ宇治入道殿參上時ニ車内ニテ件御□／＼云光明真言儀則ハ例ノ本ノ外ニ八枚許有ル本アリ延尋僧ノ都ノ奉習小野僧正ニ本也在信貴ノ経蔵ニ已上或人物語也

○46 加持温病口伝私、正元元年（一二五九）書写

表紙中央に「梅尾上人伝明惠房高弁」とあり、加持温病作法の口伝を片仮名交り文で記している。例えば次のようである。

烧白芥子灰事

白芥子 如普通

其ノ白芥子ヲ土器ニ入テ火ニ居テ／＼イレハ自然ニ灰ニヤキナサル、ナリノ凡白芥子灰并水等入分齊普通ノ灑水ノ様ニ無相違云

○49 孔雀法、鎌倉初期写、片仮名交り文を含む。例抄出。

中ニ卷也伴僧ハ経ノ下卷ノ終ニアル咒ヲヨム如常ノ或人云孔雀ノ尾ノ輪ノ中ニ観ハ半月ヲ表風輪ヲ除災ノ義ナルヘシ

作印一ヲ三度手背ヲ打ツツ口伝可問之

○50 竹林抄第五十六、鎌倉初期写、朗籠筆、片仮名交り文を含む。例を左に掲げる。

師伝有二様一以且古箭ハ(上)ス(上濁)ノ(上)形作香赤染成用之(大)国箭石箭云石様以弓ニ射之也且古ノ行方ハ(上)ス(上濁)ノ様候也其形也

○53 雑抄、鎌倉初期写、片仮名交り文を含む。例抄出。

請雨法本尊ニ釈迦三尊ヲ盤石ノ之上書テ一切竜ノ宗竜書テ中ハ水入リテヲノカタハクテチナハテ書云々

乳木桑穀カチ梅核

乳木云事ハ白ケウヲ云也是又ヌルテノ木ノ異名也又白ウルシ也

以上の如くであって、その片仮名交り文の様式は、院政期のそれを承けていると見られる。

四、石山寺蔵の片仮名交り文の国語資料としての性格

石山寺蔵の片仮名交り文・片仮名文に見られる国語の事象について、国語史の観点から幾つかを取り上げ、表記・音韻・文法・位相語及び中世語について述べる。

(一)表記

(1)片仮名交り文と片仮名文との使用差

片仮名交り文は、夢記・日記・聞書・口伝・注記・作法・次第・祭文・和讃・消息・奥書など僧侶の日常実用文に普通用いる。これに対して、片仮名文は、9 18 諸尊法・3 十八契印行法作法のように、和歌とその詞書とに用いられている。両者の間には内容によって使分けの意識があったようである。片仮名文には漢字は全く用いず、片仮名だけを専用している。

(2)片仮名交り文の様式

片仮名交り文は、漢字に片仮名を交える形式であるが、片仮名はテニヲハ(助詞・助動詞・形式語・語尾)を小書とし、自立語は大字(漢字と同大)とする方式が諸文献に通用である。但し自立語に直接に附くテニヲハは小書とせず大字である。

汝ハタソト問フ時ニ、答之、我ハ是レシンセイナリト云テ(応徳元年夢記)

射ノ字ハハナツトモヨムカ故也星光ヲハイカニイルヘキノ(熾盛光等、久安六年写)

此習タル極テ目出クヲホシメス我知タル様(45 諸尊法、正嘉二年写)

その自立語は片仮名で書かれるのが普通であるが、時には平仮名で書かれることもある。

彼人前ニ炭ヲおこし天(天供并神供次第、平安後期写)

其ノ如来ハ我カ心中ニイ万志テ片時離レ給マハストイヘリ(16 不動三昧門要抄、長寛元年写)

石山寺蔵の片仮名交り文の諸資料について

(3) 送仮名的方式

漢字の送仮名は、原則として最終音節の一字を送る方式が窺われる。応徳元年の夢記では左のようである。

遊フ 思ヒ 落シ 云フ 問フ 比ヘテ 新キ 籠リ 言ク 是レ 何ニヲ 一両ツヲ 然ニ

他の院政・鎌倉時代の片仮名交り文も同様である。

置ク 加持ヨ 名ク 瑩ケル 如ク 説ケリ 有モレト 不増ラス 有リ 離レ 観ル 如是キ 多シ

是レ 謂ク 悟リ (16不動三昧門要抄、長寛元年写)

下タ 動ス (22薬師法、院政期写)

但し、連用形にテの附いた場合、連用形に或種の助動詞が付いた場合など語尾を送らないことは、同期の片仮名交り文に見られるところと同様である。又、誤読を避ける要などがある場合は、必ずしも右の原則によらないことがある。

片時離レ給マハストイヘリ 輒ヤスク 備ナハリテ (16不動三昧門要抄、長寛元年写)

天女従カカヘリ (42維摩和讃、院政期写)

(4) 抄物書

次のような抄物書の例がある。

護尸(摩) 晝(圖) (25日記苗御房、久安二年写)

苜(菩薩) (2供養法、保延三年写)

苜(菩提)心 (16不動三昧門要抄、長寛元年写)

太古流(醍醐) 是古(醍醐) (37仁王経法、院政期写)

護尸・苜・苜は当時の文献には屢々見られるものであるが、太古・是古は珍しい。

(二) 音韻

(1) 音便

活用語の音便は、全体としては少く、原形の使用が目立っている。

焼^天支(天供并神供次第、平安後期写)

備^ナハリテ(不動三昧門要抄、長寛元年写)

五仏頂躰^コソリテ(17大勝金剛法、嘉応元年写)

端^ヲハナチテ(22薬師法、院政期写)

仰事アリテ(45諸尊法、正嘉二年写)

音便の例は、僅かに「其時クモリフタカテ全不知」(25日記法甲御房)等が拾われる程度である。

(2) アクセント表示

片仮名交り文の中には、圈点や胡麻点を差して、特定語の声調を示したものがある。左のような例である。

法性^ノ芽^ハ(16不動三昧門要抄、長寛元年写)

光目^シ(2供養法、保延三年写)

は字音語の例であるが、

五色糸^ヲワケ^テ敷^之(19歡喜天、治承三年写)

箭^ハス^ノ形^ニ作^テハス^ノ様(50竹林抄第五十六、鎌倉初期写)

は和語に差声した例である。

(三) 文法

文と文を結ぶ接続詞に、「然^ニ」(応徳元年夢記)、「尠^時ニ」(37仁王經法、院政期写)、「仍^テ」(45諸尊法、正嘉二年写)、「雖然」

(45諸尊法、正嘉二年写)、「但」(10仏眼愛染王、仁平三年写)、「又」(16不動三昧門要抄、長寛元年写)他等のように漢文訓読語に係

るものが多いが、一方和文系の「サテ」(22薬師法、院政期写)もある。その他に「ソノヤウニ」と用いた、

其様ニ此日記モ在ハ速ニ一周忌ヨリヨリ可任也ト仰事アリテ(45諸尊法、正嘉二年写)

は会話文にあり、中山法華経寺藏本三教指帰注院政期写本の「其ノ様ニ悪人ナレトモ吉共^(友)ニマシハンヌレハ善人ト成ル」(十一丁オ4)と共に古例として注目せられる。

(四)位相語

片仮名交り文が漢文訓読語を用いるのは、その使用者や成立基盤から考えても当然であるが、一方和文語も用いられている。

汝ハタソト問フ時ニ(応徳元年夢記)

僧綱二人誰人ソヤ仰テ(45諸尊法、正嘉元年写)

兩人護尸^{コソ}サシモオホエネト被仰(25日記法前御写、久安二年写)

其時クモリフタカテ全不知(同右)

第一例から第三例までは会話文の中にある。第四例の「フタガル」も日記の中の用語である。この日記の用語には「法師原ハ皆法勝寺ハナツミ也」の接尾語バラのような当時の口語的なものも見られる。^(上)

(五)中世語法

所謂中世語の語法の例は、余り多くはない。格助詞デと係助詞ゾの呼応の乱れとが拾われる。

(1)格助詞デ

ユルシ給ト云フ時ニ、何ニラ^レ験ニテユルスヘキソトイフニ、此験^レトテトコヲエサスル時ニユルシツ(応徳元年夢記)

宗電書テ中ハ水入^{リテヲノカタハ}
クチナハテ書云、(53雑抄、鎌倉初期写)

第一例の「験テ」は、直前に「何ニラ^レ験ニテ」とあるのを受けている。「ニ」の省記と考える余地もあるが、夢記の中の会話文に

あり、当時の口頭語が記されたと見てよいであろう。デの例とすれば応徳元年の用例として、最も古い例となる。第二例は文意を取り難いところがあるが、「朽繩デ」とすればこれも例に加わる。

(2)係助詞ゾの呼応の乱れ

弥勒光嚴持世等多クノ大聖憚リテ敢テ問者ソ無リナリ(42維摩和讃、院政期写)

「キ」は字体が明らかにキであって、シではない。和讃の中の用例であるが、係結の呼応の乱れた例として注目せられる。内その他

片仮名の語句を記した4と20との瑜祇惣行法私記(4は久安二年写)の中に「カノトノトリノトシ」とある。「辛酉歳」の意である。干支の読み方について、エ(兄)に対するト(弟)には「ノ」を添えるのが古用であって、類例は他にも存するが、石山寺蔵の院政期の片仮名使用文献の中にもその確証が拾われるのである。

五、石山寺蔵片仮名交り文所用文献一覧

○院政期の片仮名交り文・片仮名文

1 千支燈注記(聖教十九函31号) 一帖 天承元年(一一三二)書写、本奥は承保二年(一一七五)写、片仮名交り文を含む

(奥書) 書本云承保二年三月七日書了ノ更々不指南一往案経文許也ノ又得師口ノ意許也云々(以上本奥書)
天承元年三月四日賜宣陽房御本書了

2 供養法(聖教二六函11号) 一卷 保延三年(一一三三)書写、片仮名交り文を含む

(奥書) 保延三年四月十六日於申時許書了

3 十八契印行作法(聖教一四函1号) 一卷 保延七年(一一四二)書写、奥裏書に片仮名和歌あり

(奥書) 保延七年五月廿日書之了 永智本也ノ筆者長基

石山寺蔵の片仮名交り文の諸資料について

- 4 瑜祇惣行法私記（聖教十二函20号）一帖 久安二年（一一四六）書写、本奥は長曆四年（一一四〇）奉受、卷末に片仮名の語句あり、20と同内容の文献
- （奥書）本奥云長曆四年三月二日於小野御房最密／奉受了密々中密也可秘藏之云、（以上本奥書）
- 久安二歳二月晦日於光明山／西谷書写了 沙門経雅之本
- 5 焰魔天供（聖教二六函13号）一卷 久安四年（一一四八）書写、奥書が片仮名交り文
- （奥書）久安四年九月之九日之未時許於ニ申下酉時許書了／但本躰ハ鳥羽大増正之御房御也／近來ハ桂陽房之阿闍梨之御房之御本也／比丘心尊申下シテ之書了
- 6 北斗法聞書（聖教二五函13号）一通（切紙）久安六年（一一五〇）書写、奥書が片仮名交り文を含む
- （奥書）久安六年正月三日依一院御修法／祇候白川殿之間依所望為付申少祈禱參拜法眼／御房壇所之間此旨様ヲ令問尋給天令旨給ヲ以天／申請天写了／同年七月四 宗命
- 7 熾盛光等（聖教一五函49号）一帖 久安六年（一一五〇）書写、片仮名交り文を含む
- （第六丁糊代部）久安六―九月十七日書
- （文中本奥書）天安二年（八五八）二月十五日於内裏被修結／縁灌頂唐院有其注実書六年（一〇五八）二月廿八日記之
- 8 八大明神祭文（聖教二二函2号）一卷 仁平元年（一一五一）書写、巻尾に片仮名交り文あり、東大寺關係書、
- （奥書）仁平元年四月五日以実嚴房得業本書之
- 9 諸尊法（聖教二三函28号）一帖 仁平元年（一一五一）書写、片仮名交り文を含む、他に文中に片仮名の和歌四首と片仮名文の詞書あり、巻首に「以小野雨僧正厚雙紙書写耶也」とある。18と同内容の文献。
- （第二丁糊代部）仁平元年十月十八日始之 生年四十二
- 10 仏眼愛染王（聖教二六函82号）一帖 仁平三年（一一五三）書写、片仮名交り文を含む

(糊代部) 仁平三年十一月廿六日始之 生年三十八

11 諸尊略上下(聖教二三函1号) 二卷 仁平四年(一一五四)書写、朗澄筆、片仮名・平仮名交り宣命体を含む、39と同内容の文献(但し39には平仮名を片仮名に改め、平仮名は交えず)

(奥書)(卷上) 仁平四年三月二日於勸修寺書写了生年三十三

(卷下) 仁平四年五月十日於勸修寺書写了(朱書)「同日一交了」

12 歎喜天供明師口伝(聖教二十函28号) 一帖 仁平四年(一一五四)書写、片仮名交り文を含む

(奥書) 仁平四年五月十六日於金剛峯寺書写□交了

13 賢聖口伝(聖教二六函57号) 一帖 久寿三年(一一五六)書写、片仮名交り文を含む

(奥書) 久寿三年二月十三日書了

14 息災護摩次第(聖教二二函55号) 一帖 保元々々年(一一五六)書写、奥書が片仮名交り文、本文は訓点(ヲコト点が東大寺

三論宗点) 加点、尾題下に「延命院」とあり

(奥書) 保元元年潤九月廿日酉時書始テ次日午時書写了

(朱書)「点了高野山虚空藏令悉了」
求法僧宗藏本也

15 安鎮法私記(聖教二二函11号) 一卷 長寛元年(一一六三)書写、裏書に片仮名交り文、本文は訓点(ヲコト点が東大寺三

論宗点) 加点

(奥書) 長寛元年关未四月廿日於勸修寺西山書写了 叙信

16 不動三昧門要抄(聖教十九函34号) 一帖 長寛元年書写、卷末の本文の終った後に片仮名交り文の口伝あり

(奥書)(朱書)「長寛元年五月十九日於石山寺以経藏本ノ書写比交了」

17 大勝金剛法(聖教一九函85号) 一帖 嘉応元年(一一六九)書写、片仮名交り文を含む、外題下に「觀祐本とあり」

石山寺藏の片仮名交り文の諸資料について

18 (奥書) 嘉応元年八月一日於石山寺書之／(別筆)「高野」
諸尊法 (聖教二三函25号) 一帖 承安二年(一二七二)書写、朗澄筆、片仮名交り文を含む、この他に文中に片仮名の和

歌四首と片仮名文の詞書とあり、巻首に「以小野兩僧正厚雙紙書写耶也」とあり、9と同内容の文献であるが18は無
点、9の方には墨点を加點す。

(奥書) 承安二年後十二月廿一日於石山寺書写了

19 歡喜天 (聖教二〇函51号) 一帖 治承三年(一二七九)書写、片仮名交り文を含む

(奥書) 治承三年二月七日書写了／一交了

○院政期書写であるが、年時未詳のもの、函番号順

20 瑜祇惣行法私記 (聖教十二函21号) 一帖 院政期書写、本奥は長曆四年奉受、巻末に片仮名の語句あり

(奥書) 本奥／長曆四年三月二日於小野御房寂密奉受了／密中之密也(以上本奥書)

21 金剛界不審等 (聖教十三函22号) 一通(堅紙) 院政期書写、片仮名交り文を含む

22 藥師法 (聖教一五函72号) 一帖 院政期書写、巻首に片仮名交り文あり

(奥書) 交了

23 無障金剛略念誦次第 (聖教一五函76号) 一帖 院政期書写、奥書が片仮名交り文

(奥書) 承和六年二月十三日於座禪房撰之 沙門真然(以下、印明口伝ナドアリ、略ス)

此文兩帖ハ本ハ三寶院在御経蔵ノ也 故三ノ房以五部肝心等奉大僧ノ都御房 答又大僧都御房以此ノ文給三ノ

房以三ノ房之本肥後ノ已講書写之其本書写之云已上写本日記也(以上本奥書) / 印(原本梵字)之ノ交了

24 無障金剛略念誦次第 (聖教一五函77号) 一帖 院政期書写、奥書が片仮名交り文、23と同内容

(奥書) 承和六年二月十三日於座禪房撰之 沙門真然(以下、印明口伝ナドアリ、略ス)

此文同帖へ本、三宝院在御／経藏也故三、房以五部肝心等／奉大僧都御房／答又大僧都御房以此文給三、房
以三、房之本肥後已講書写之／其本書写之云（以上本奥書／比交）了

25 日記若御房（聖教一五函97号）一帖 院政期書写（或いは天養元年写か、久安二年（一一四六）書写の本奥書あり、片仮名
交り文にして七仏薬師御修法日記なり、41と同内容の文献

（奥書）久安二年四月十六日及見処許／如片所注置也同写、僧明覚／不可見外人、

^{〔天曆三年七月十一〕}
天養元年十一月廿七日書了（以上迄が本奥書か）

26 六字略秘法（聖教一六函38号）一帖 院政期書写、片仮名交り文を含む

27 施塔滅罪陀羅尼（聖教一六函48号）一帖 院政期書写、奥書が片仮名交り文

（奥書）已上十種陀羅尼仁和寺之成／就院僧正備前守正盛カ塔ニ奉籠トテ所被送書也

28 愛染王（聖教一九函150号）一通 院政期書写、片仮名交り文を含む

29 歡喜天秘語（聖教二十函100号）一帖 院政期書写、片仮名交り文を含む

30 毗沙門供次第（聖教二十函131号）一卷 院政期書写、欄外注記（片仮名交り文を含む）あり

31 薬師結願咒作法（聖教二二函50号）一帖 院政期書写、片仮名交り文

（表紙右端）横河阿闍梨薬師法女法七日被修様

（本奥書）書本云以勝地本書了

32 摩利支天法（聖教二十函124号）一通（豎紙） 院政期書写、紙背書状（仮名交り文を含む）あり、本文末尾に「勸修寺伝也」
とあり

33 諸尊法（聖教二三函4号）一卷 院政期書写、朗澄筆（本紙端裏「諸尊法 文師筆」、紙背に「信宝」の消息（片仮名交り文）
の残簡あり

石山寺蔵の片仮名交り文の諸資料について

- 34 諸尊等聞書事（聖教二四函15号） 一卷 院政期書写、片仮名交り文を含む
- 35 法花法（聖教二六函86号） 一帖 院政期書写、片仮名交り文を含む
- 36 諸尊道場観（聖教二六函89号） 一帖 院政期書写、片仮名交り文を含む
- 37 仁王経法（聖教二六函8号） 一卷 院政期書写、片仮名交り文を含む、巻尾に康治二年の寛信の注進状を誌す
- 38 抄物書等（聖教二六函90号） 一通（折紙） 院政期書写、片仮名交り文を含む
- 39 諸尊略（聖教二六函97号） 一通（折紙） 院政期書写、片仮名交り文を含む、11と同内容
- 40 抄（聖教二九函37号） 一帖 院政期書写、片仮名交り文を含む
- 41 日記法印御房私（聖教二九函23号） 一帖 院政期書写、片仮名交り文にして七仏薬師御修法日記なり、25と同内容
- 42 維摩和讃（一切経附四函102号） 一卷 院政期書写、維摩経他の抜書にしてその中に維摩和讃（片仮名交り文）を含む
- 鎌倉時代の片仮名交り文

- 43 諸尊法（深密蔵二五函） 一卷 建久六年（一一九五）奉受、片仮名交り文を含む
 （奥書）建久六年三月十五日於光明山奉受僧都御房了／僧都ノ師明恵也明恵ノ師者誰人乎若静与敷
- 44 用心草第十（聖教二三函39号） 一帖 建永二年（一二〇七）書写、文中に大中臣祭文（片仮名宣命体）を引用す
 （第廿七奥書）建永二季八月廿四日以菩提山本於石山寺ノ東院住房一部廿七帖書写畢ノ是偏為令法久住也ノ以此勝業
- 力 往生安楽国ノ權律師朗（梵字）之本也（生年七十六）
- 45 諸尊法（深密蔵二五函） 一卷 正嘉二年（一二五八）書写、巻尾に「或人物語也」（片仮名交り文）あり
 （奥書）正嘉二年七月日以石山寺律師御房御自筆之本ノ書写了同九月十二日奉伝受加賀阿闍梨御房訖ノ金剛仏子淳憲（生年五十六）
- 46 加持温病口伝私（聖教二二函26号） 一通（折紙） 正元元年（一二五九）書写、片仮名交り文、外題「梅尾上人伝明恵房高弁」

とあり

- (奥書) 正元く年五月二日对明心房伝受了／此作法故上人明寫抄云々可細見本次第／奥記矣沙門法助
- 47 尊祐本諸次第 (聖教一九函146号) 別尊可習事 (一) 一帖 (十帖のうち) 正安四年 (一三〇二) 書写、片仮名交り文を含む
(奥書) (本奥書應) 正安四季十月十三日於石山寺／奥院座主房令書写了／金剛弟子定徹
- 48 灌頂文具記 (聖教八函5号) 一卷 鎌倉初期写、片仮名交り文
- 49 孔雀法 (聖教二六函20号) 一卷 鎌倉初期写、片仮名交り文を含む
- 50 竹林抄第五十六 (聖教二七函23号) 一卷 鎌倉初期写、朗籠筆、片仮名交り文を含む
- 51 悉曇要訣第三 (聖教二八函13号) 一帖 鎌倉初期写、片仮名交り文を含む
- 52 胎藏私記石流 (聖教附函39号) 一卷 鎌倉初期写、片仮名交り文を含む
- 53 雜抄 (聖教二三函35号) 一帖 鎌倉初期写、片仮名交り文を含む
- 54 普賢菩薩法 (聖教十八函7号) 一卷 鎌倉中期写、片仮名交り文を含む
- 55 諸経法 (聖教二五函20号) 一卷 鎌倉中期写、片仮名交り文
- 56 入我々入秘觀私 (聖教二五函146号) 一帖 鎌倉中期写、片仮名交り文を含む
(奥書) 以宏師自筆本写之
- 57 愛染法 (原題梵字) (聖教二六函91号) 一帖 鎌倉中期写、片仮名交り文を含む
- 58 五大尊法口伝 (聖教二四函4号) 一卷 鎌倉後期写、片仮名交り文を含む
- 59 口伝雜集 (聖教二五函83号) 一冊 鎌倉後期写 (断簡三葉)、片仮名交り文

注

- (1) 春日政治「片仮名交り文の起源について」(文学研究第一輯、昭和七年三月)、『古訓点の研究』再収。
 - 同『西大金光明最勝王経古点の国語学的研究』一九 片仮名交り文、(昭和十七年十二月)。
 - (2) 石山寺一切経と熏聖教と重書類については、『石山寺の研究』一切経篇(石山寺文化財総合調査団編、昭和五十三年三月)にその全目錄を収めた。
 - (3) 校倉の聖教三十合については、『石山寺の研究校倉聖教篇』(石山寺文化財総合調査団編、昭和五十六年二月)にその全目錄を収めた。
 - (4) 拙稿「石山寺藏の平安中期古点本とその訓読語について」、『石山寺の研究校倉聖教篇』昭和五十六年二月。
 - (5) 拙稿「石山寺藏求聞持法応和角筆点」、『大坪併治教授退官記念「国語史論集」』昭和五十一年五月。
 - (6) 拙稿「石山寺藏沙弥十戒威儀経平安中期角筆点」(広島大学文学部紀要第三十五卷、昭和五十一年一月)。
 - (7) 築島裕「四分律音義解題」(古辞書音義集成第二卷、四分律音義)昭和五十四年一月。
 - (8) 醍醐寺藏本伝法灌頂師資相承血脉(醍醐寺文化財研究所研究紀要第一号所収、築島裕博士)による。以下の血脉はこれに依る。
 - (9) 注(8)文献に同じ。
 - (10) 注47の定概は注(8)文献によると、醍醐三宝院道順の孫弟子であるが、奥書に「於石山寺奥院座主房令書写了」とあり、45が「以石山寺律師御房御自筆之本書写了」とあるのと共に、石山寺に関係がある。45の加賀阿闍梨も醍醐三宝院の成賢の付法たる浄真の孫弟子である。
 - (11) 山田孝雄『平家物語の語法』。
- 〔附記〕 本稿の資料調査については、石山寺の鷲尾隆輝猊下、並びに石山寺文化財総合調査団の佐和隆研団長をはじめ、調査団員の田中稔氏、築島裕氏他の方々の御世話になったものである。ここに厚く御礼申上げる次第である。